



# 脱炭素化と競争政策

経済産業省の研究会へのプレゼンテーション



Dirk Middelschulte

Global Vice President & General Counsel Competition



Unilever



Unilever

# アジェンダ

## 1. 脱炭素社会に向けた現在のEUの競争政策の問題点

- 集团的取組の重要性
- 障壁としての競争法？欧州における状況
- 障壁としての競争法？シナリオ

## 2. 脱炭素社会に向けて日本に推奨する施策



## 脱炭素化 - 集团的取組の重要性 (1)

- 企業が脱炭素化を推進する上での強力なインセンティブ
- 個社の取組は重要 - しかし、法外なコストがかかるリスク:
  - 先行者の不利益
  - 行動的側面: 消費者の表明選好 VS 消費者の顕示選好
  - 外部不経済
- 個社の取組や規制では不十分と判明している“未解決の市場の失敗”
  - 今や、EUの水平協力協定ガイドラインの改正案で認識されている
- 法律上の基準を満たすための協力(例:プラスチック税)



## 脱炭素化 - 集团的取組の重要性 (2)

- 最も効果的な協力関係を実現することが重要:
  - すでにさまざまな集团的取組が行われている
  - しかし、その多くは軽いもので、しばしば大きな効果には欠ける
- 協力の主な原動力になると考えられるもの: 企業の誓約とコミットメント
  - 課題の大きさを認識しつつある企業
  - ネットゼロ目標が達成されない場合の風評被害と訴訟リスク

競争政策や法制度はこの分野でどのような役割を果たすべきか？

- より柔軟性を求める産業界の要求への対応か？ - それとも -
- 気候危機に対して効果の大きい共同行動の積極的な推奨か？



## 効果の大きな協カシナリオの例

1. より環境効率の高い航空機への移行を加速する航空会社の協定
2. 化石燃料からグリーン燃料への置き換えを加速させる定期船の協カ協定
3. 建設会社が期限を定めて従来の鋼材を段階的に廃止すること
4. 自動車メーカーによる一定重量以上のSUVを生産しないようにする協定
5. 長期的な供給義務を伴う二酸化炭素回収貯留施設の共同開発
6. 石油化学分野における水素の共同調達と炭素回収の共同事業
7. 農企業各社によるメタン排出量削減のための牛用飼料添加物への合意
8. 最も有害な農薬を段階的に削減するための果物生産者間の協定



## 障壁としての競争法 - 状況：EU加盟国

**オランダ**：グリーン協力のための余地を十分に増やしたガイドライン案

- しかし：セーフハーバーは、立法目的との適合性を必要とする
- しかし：セーフハーバーの外では「支払意思」の原則が適用される

**オーストリア**：サステナビリティの利益が価格上昇を上回ることを認めた法律

- しかし：EU法では、すでにそのような解釈を認めているかもしれない
- しかし：具体的な事例への適用はまだ見られない

**ギリシャ**：原則として協力の利益を支持するスタッフワーキングペーパー

- しかし：原則の適用に関する具体的なガイドラインはない

**ドイツ**：競争政策とサステナビリティに関する報告書

- 競争法の原則の解釈はかなり確立されている
- しかし：連邦カルテル庁の最近の事例は、むしろ実用的である



## 障壁としての競争法 - 状況：EUガイドライン案

“哲学的”に“ネットゼロ競争政策”への一歩を踏み出す

しかし、重要な疑問はまだ残っている

- 義務的な基準の扱い
- “**集团的利益**”の補償要件

### 主な批判点

- 「支払意思」は役に立たない尺度である
- 完全な補償と「公正な分配」-オランダの方がより進歩的な立場
- EU消費者市場外での集团的利益の無視
- “汚染者が得をしなければならぬ”原則 = 他者を害さないことのコストへの補償
- 将来の消費者は考慮されていない



## 障壁としての競争法 - 問題のない協力関係

1. 共同啓発活動
2. 競合他社に緩くコミットさせる協定
3. サステナビリティ目標を達成するための方法に関して裁量を残した協定
4. 自主的な標準化
5. 明らかな影響がない事例
6. 新たな市場を創出する協定
7. 既存のEUの枠組み内での研究開発協力





## 障壁としての競争法 - 問題となるシナリオ

1. より環境効率の高い航空機への移行を加速する航空会社の協定
2. 化石燃料からグリーン燃料への置き換えを加速させる定期船の協力協定
3. 建設会社が期限を定めて従来の鋼材を段階的に廃止すること
4. 自動車メーカーによる一定重量以上のSUVを生産しないようにする協定
5. 長期的な供給義務を伴う二酸化炭素回収貯留施設の共同開発
6. 石油化学分野における水素の共同調達と炭素回収の共同事業
7. 農企業各社によるメタン排出量削減のための牛用飼料添加物への合意
8. 最も有害な農薬を段階的に削減するための果物生産者間の協定

**このような協力が現在のEU競争政策において認められるかどうか、依然として不明確であり、非常に疑わしい**



# アジェンダ

1. 脱炭素社会に向けた現在のEUの競争政策の問題点
2. 脱炭素社会に向けて日本に推奨する施策
  - 既存の（EU/日本の）法的枠組みの中での解決策
  - 競争当局による公益の観点での適用除外
  - 大臣承認



## 既存の（EU/日本の）法的枠組みの中での解決策

- 競争制限を正当化するものとして、集团的利益を明示的に認める
  - いつ、どこで、実現するかに関わらない
  - 直接の消費者が受益者であるかどうかに関わらない
- 潜在的な懸念事項
  - 集团的利益と制限的効果のバランスをどのようにとるか？
  - 消費者への「公正な分配」の要件と整合しているか？
  - 消費者厚生主義からの根本的な脱却



## 競争当局による公益の観点での適用除外

- オーストリアの新たな法制度 - 今の所、適用はなく、ガイドラインもない
- オーストラリア：企業は、競争法に抵触するような行為について公益性を理由に「認可」を求めることができる
  - バッテリー・スチュワードシップ・カウンセルの決定（2020年）：使用済み電池の回収、分別、処理のコストを相殺するためのリベートを（リサイクル業者に）支払うために、排他的なスキームで、電池24グラムあたり4セントを徴収する
  - 温室効果のある冷媒ガスや農薬・動物用医薬品についても、回収・廃棄プログラムの財源のために消費者へ賦課することが承認された
  - 得られる利益の完全な定量化は必要ない：オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、政府機関や業界団体と協議して提案を受ける



## 大臣承認：ドイツの例（1）

- 競争制限禁止法（GWB）第42条にある具体的な手段：
  - 「連邦経済エネルギー大臣は、個々の事例において、競争の抑制が集中によって生じる経済全体への利益によって相殺される場合または結合が優先する公共の利益によって正当化される場合、申請に基づき、連邦カルテル庁が禁止する企業結合を承認する。（中略）承認は、競争制限の範囲が市場経済システムを危機にさらさない場合にのみ与えられる」
  - 連邦経済エネルギー省は、大臣承認の手続きに、2025年までに連邦議会の参加を導入することを構想している



## 大臣承認：ドイツの例（2）

- 大臣承認は、政治的な決定ではない：連邦経済エネルギー大臣は、政治的に中立なカルテル当局として機能する（少なくとも理論上は）
- 経済や法律の専門家からなる独立した諮問機関である独占委員会の意見を事前に得ておく必要がある
- 1973年以降、23回申請され、10回承認されている
- 承認は、エネルギー供給の確保、公的予算の負担軽減、雇用の確保、報道の多様性、さらには気候や環境の保護を「共通の利益」として認めている
- 「共通の利益」という広範な概念は、余計な政治的側面を招く

例えば、脱炭素化に資する場合など、大臣承認の範囲を明確かつ狭く定義するとより良い

